

国際日本文化研究センター助教候補者選考規則

令和6(2024)年7月18日 制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）の運営会議の審議に附するため、センターの助教候補者選考について定めるものとする。

(助教候補者選考委員会)

第2条 所長は、助教の選考の必要が生じた場合は、助教候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設けて、候補者を選考させるものとする。

2 選考委員会は、次の各号に掲げる委員により組織する。

(1) 副所長、国際研究推進部長、研究調整主幹及び情報管理施設長のうちから 2名

(2) 専任の教授及び准教授 3名

3 前項の委員は、所長が指名する。

(委員長)

第3条 選考委員会に委員長を置く。

2 委員長は、前条第2項第1号の委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が議長となる。

(委員以外の者からの意見聴取)

第4条 委員長は、必要に応じて委員以外の者から意見を聴取することができる。

(議事)

第5条 選考委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(庶務)

第6条 選考委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

附 則

この規則は、令和6年7月18日から施行する。